

令和5年12月7日

町 議 会 議 案

第 4 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
62	鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	
63	鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	
64	鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	
65	鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	
66	鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
67	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
68	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
69	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
70	鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
71	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
72	鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について	
73	令和5年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）について	
74	令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
75	令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について	
76	令和5年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	
77	令和5年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）について	
78	令和5年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
79	令和5年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
80	鹿追町道路線の廃止について	

81	鹿追町道路線の廃止について	
82	鹿追町道路線の廃止について	
83	鹿追町道路線の認定について	
同意5	鹿追町教育委員会委員の任命について	

議案第 62 号

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、次のとおりとする。

鹿追市街地区 笹川市街地区 笹川地区の一部及び下市街 上幌内地区の一部 幌内地区 美蔓地区 上然別地区 瓜幕市街地区 然別湖畔街の全域 東瓜幕地区 中瓜幕地区の一部

3 給水人口は、4,400人とする。

4 1日最大給水量は、3,400立方メートルとする。

5 簡易水道事業の主たる事務所は、鹿追町役場内に置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万

円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 63 号

鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

鹿追町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 町の健全な発達及び町民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 名称及び排水区域は、次のとおりとする。

ア 名称 鹿追町公共下水道

イ 排水区域 鹿追町然別湖畔の一部

(2) 面積及び計画人口は、次のとおりとする。

ア 面積 3.2ヘクタール

イ 計画人口 180人 区域人口（定住） 20人
観光人口（宿泊） 110人
（日帰り） 50人

(3) 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- ア 処理施設の名称 然別湖畔終末処理場（然別湖畔浄化センター）
- イ 位置 鹿追町字ウリマク（帯広営林署帯広事業区163林班は1小班）
- 3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。
- (1) 処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。
- ア 名称 鹿追町農業集落排水処理施設（鹿追町浄化センター及び瓜幕浄化センター）
- イ 鹿追処理区域 栄町1丁目、2丁目、仲町1丁目から4丁目、新町1丁目から4丁目、元町1丁目、2丁目及び3丁目、4丁目の各一部、南町1丁目から5丁目の各一部、東町1丁目から3丁目及び4丁目の一部、西町1丁目から4丁目の各一部、泉町1丁目から3丁目及び4丁目の一部、緑町1丁目から3丁目及び4丁目の一部、北町1丁目から4丁目の各一部、鹿追の一部
- ウ 瓜幕処理区域 瓜幕東1丁目から瓜幕東3丁目の各一部、瓜幕西1丁目から瓜幕西3丁目の各一部、瓜幕南1丁目から瓜幕南3丁目の各一部、瓜幕西27線22番地の一部、瓜幕西27線23番地の一部、瓜幕西28線20番地の一部、瓜幕西28線21番地の一部、瓜幕西28線23番地の一部
- (2) 面積及び計画人口は、次のとおりとする。
- ア 面積 鹿追処理区域 195ヘクタール 瓜幕処理区域 33.8ヘクタール
- イ 計画人口 鹿追処理区域 5,550人 瓜幕処理区域 350人
- 4 町が設置する個別排水処理施設（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと（共同住宅にあつては、各共同住宅ごと）に、し尿と併せて雑排水を処理し、放流等の処理をするもので、町が管理するものをいう。）の区域は、農業集落排水処理区域及び公共下水道排水区域を除く区域とする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 64 号

鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、鹿追町簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。)における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 簡易水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、地方公営企業法第32条第1項の規定により、その利益をもってその欠損金をうめ、なお、残額があるときは、議会の議決を経て、利益積立金、減債積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (2) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

3 前項各号(第1号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場
合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れ
るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をそ
の目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を

付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法により処分することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 65 号

鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、鹿追町下水道事業(以下「下水道事業」という。)における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、地方公営企業法第32条第1項の規定により、その利益をもってその欠損金をうめ、なお、残額があるときは、議会の議決を経て、利益積立金、減債積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (2) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

3 前項各号(第1号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場
合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れ
るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をそ
の目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を

付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法により処分することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 66 号

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鹿追町監査委員条例の一部改正)

第1条 鹿追町監査委員条例(平成4年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。))第34条において準用する場合を含む。)」に改める。

第8条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)」を「地公企法」に改める。

第11条中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

(鹿追町農業集落排水事業償還基金条例の一部改正)

第2条 鹿追町農業集落排水事業償還基金条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「鹿追町下水道特別会計歳入歳出予算」を「鹿追町下水道特別会計予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「下水道事業の業務に係る現金」に、「下水道特別会計の歳入歳出予算」を「鹿追町下水道特別会計予算」に、「歳入に」を「収入に」に改める。

第6条中「下水道特別会計」を「鹿追町下水道特別会計予算」に改める。

(鹿追町特別会計条例の一部改正)

第3条 鹿追町特別会計条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

(鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

第4条 鹿追町個別排水処理施設管理条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鹿追町個別排水処理施設設置条例（平成8年条例第1号。以下「設置条例」という。）第2条」を「鹿追町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年条例第 号。以下「設置条例」という。）第3条第4項」に改め、同条第3号中「第3条」を「第3条第4項」に改める。

(鹿追町簡易水道設置条例等の廃止)

第5条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿追町簡易水道設置条例（昭和41年条例第9号）
- (2) 鹿追町営農用水道設置条例（昭和50年条例第29号）
- (3) 鹿追町農業集落排水処理施設設置条例（平成元年条例第18号）
- (4) 鹿追町公共下水道設置条例（平成6年条例第28号）
- (5) 鹿追町個別排水処理施設設置条例（平成8年条例第1号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 67 号

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の220.0」を「100分の230.0」に改める。

第2条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の230.0」を「100分の225.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和6年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 68 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の220.0」を「100分の230.0」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の230.0」を「100分の225.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和6年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 69 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70.0」に改める。

第20条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100.0」の次に「、12月に支給する場合には100分の105.0」を加え、同条第3項中「100分の100.0」を「100分の105.0」に、「100分の47.5」を「100分の50.0」に改める。

別表を次のように改める。

（次のよう別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70.0」を「100分の68.75」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の100.0、12月に支給する場合には100分の105.0」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105.0」を「100分の102.5」に、「100分の50.0」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			

	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
再任用職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

議案第 70 号

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2
8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 給与条例の改正により職員の期末手当の額に改定があった場合におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額の改定は、改正後の給与条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の期末手当の額について改定するものとする。ただし、改定後の給与条例の施行の日が4月1日であるときには、同日以後の期末手当の額について改定するものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第20条の規定を準用し、算定した額に100分の50を乗じて得た額を支給する。

2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項を加え、「この場合に

において、第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとし、」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 給与条例の改正により職員の期末手当の額に改定があった場合におけるパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の改定は、改正後の給与条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の期末手当の額について改定するものとする。ただし、改正後の給与条例の施行の日が4月1日であるときには、同日以後の期末手当の額について改定するものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第23条の2 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、給与条例第20条の規定を準用し、算定した額に100分の10を乗じて得た額を支給する。この場合において、同条第2項中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

(次のよう別紙)

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	147,100	61	216,800	121	237,400
2	148,100	62	217,300	122	237,800
3	149,100	63	217,800	123	238,200
4	150,100	64	218,300	124	238,600
5	151,200	65	218,800	125	239,000
6	152,300	66	219,400	126	239,400
7	153,400	67	220,000	127	239,800
8	154,400	68	220,500	128	240,200
9	155,300	69	220,800	129	240,600
10	156,400	70	221,100	130	241,000
11	157,500	71	221,400	131	241,400
12	158,600	72	221,700	132	241,800
13	159,500	73	221,900	133	242,200
14	160,600	74	222,300	134	242,600
15	161,800	75	222,600	135	243,000
16	162,900	76	223,000	136	243,400
17	164,000	77	223,200	137	243,800
18	165,400	78	223,700	138	244,200
19	166,700	79	224,000	139	244,600
20	167,900	80	224,300	140	245,000
21	169,000	81	224,600	141	245,400
22	170,200	82	224,900	142	245,800
23	171,400	83	225,200	143	246,200
24	172,600	84	225,500	144	246,600
25	173,700	85	225,800	145	247,000
26	175,200	86	226,100	146	247,400
27	176,700	87	226,400	147	247,800
28	178,200	88	226,700	148	248,200
29	179,600	89	227,000	149	248,600
30	181,000	90	227,400	150	249,000
31	182,500	91	227,700	151	249,400
32	184,000	92	228,000	152	249,800

33	185,400	93	228,200	153	250,200
34	187,100	94	228,500	154	250,600
35	188,800	95	228,800	155	251,000
36	190,500	96	229,100	156	251,400
37	192,200	97	229,300	157	251,800
38	193,300	98	229,600	158	252,200
39	194,700	99	229,800	159	252,600
40	195,800	100	230,100	160	253,000
41	196,800	101	230,400	161	253,400
42	198,200	102	230,600		
43	199,400	103	230,900		
44	200,600	104	231,200		
45	202,100	105	231,500		
46	203,100	106	232,000		
47	204,000	107	232,300		
48	205,100	108	232,600		
49	206,200	109	232,800		
50	207,200	110	233,200		
51	208,100	111	233,600		
52	209,100	112	233,900		
53	210,200	113	234,100		
54	211,200	114	234,600		
55	212,100	115	235,100		
56	213,000	116	235,600		
57	213,900	117	235,900		
58	214,500	118	236,300		
59	215,200	119	236,700		
60	216,000	120	237,000		

議案第 71 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例

鹿追町トリムセンター設置条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「70円」を「80円」に「140円」を「150円」に「480円」を「490円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鹿追町トリムセンター設置条例の規定は、令和6年4月1日以後における入浴に関する入浴料について適用し、施行日前に発行した回数券の施行日後の使用については、従前の例による。

令和 5 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 351,191 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,094,644 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		5,287	2,253	7,540
	1. 地方特例交付金	2,000	2,253	4,253
15. 国庫支出金		726,731	△5,085	721,646
	1. 国庫負担金	156,459	△5,927	150,532
	2. 国庫補助金	534,121	842	534,963
16. 道支出金		287,777	△2,691	285,086
	1. 道負担金	92,335	△2,686	89,649
	2. 道補助金	181,699	12	181,711
	3. 委託金	13,743	△17	13,726
19. 繰入金		689,878	7,453	697,331
	1. 基金繰入金	686,193	7,447	693,640
	2. 特別会計繰入金	3,685	6	3,691
20. 繰越金		50,000	349,244	399,244
	1. 繰越金	50,000	349,244	399,244
21. 諸収入		448,999	17	449,016
	5. 雑収入	361,054	17	361,071
歳入合計		7,743,453	351,191	8,094,644

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		57,456	249	57,705
	1. 議会費	57,456	249	57,705
2. 総務費		2,373,578	20,150	2,393,728
	1. 総務管理費	2,333,063	18,190	2,351,253
	2. 徴税費	6,929	200	7,129
	3. 戸籍住民登録費	7,872	1,776	9,648
	5. 統計調査費	153	△16	137
3. 民生費		643,509	△10,011	633,498
	1. 社会福祉費	497,012	△7,362	489,650
4. 衛生費	2. 児童福祉費	146,297	△2,649	143,648
		505,355	11,623	516,978
	1. 保健衛生費	417,012	11,063	428,075
	2. 清掃費	88,343	560	88,903
		1,461,729	△1,355	1,460,374
5. 農林費		1,444,338	△1,355	1,442,983
	1. 農業費	249,295	5,280	254,575
6. 商工費		249,295	5,280	254,575
	1. 商工費	376,626	8,601	385,227
7. 土木費	1. 道路橋りょう費	237,038	5,933	242,971
	3. 都市計画費	40,904	2,668	43,572
		286,192	55	286,247
8. 消防費		286,192	55	286,247
	1. 消防費	630,602	10,599	641,201
9. 教育費	1. 教育総務費	289,109	1,540	290,649
	2. 小学校費	158,090	6,628	164,718
	3. 中学校費	38,439	350	38,789
	4. 社会教育費	90,200	2,081	92,281

11. 諸支出金		266, 595	300, 000	566, 595
	1. 基金費	266, 595	300, 000	566, 595
13. 予備費		10, 000	6, 000	16, 000
	1. 予備費	10, 000	6, 000	16, 000
歳出合計		7, 743, 453	351, 191	8, 094, 644

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	5,287	2,253	7,540
15. 国庫支出金	726,731	△5,085	721,646
16. 道支出金	287,777	△2,691	285,086
19. 繰入金	689,878	7,453	697,331
20. 繰越金	50,000	349,244	399,244
21. 諸収入	448,999	17	449,016
歳入合計	7,743,453	351,191	8,094,644

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	57,456	249	57,705				249
2. 総務費	2,373,578	20,150	2,393,728	2,029			18,121
3. 民生費	643,509	△10,011	633,498	△8,984		6	△1,033
4. 衛生費	505,355	11,623	516,978	385			11,238
5. 農林費	1,461,729	△1,355	1,460,374			2,447	△3,802
6. 商工費	249,295	5,280	254,575			5,000	280
7. 土木費	376,626	8,601	385,227	△1,206			9,807
8. 消防費	286,192	55	286,247				55
9. 教育費	630,602	10,599	641,201			17	10,582
11. 諸支出金	266,595	300,000	566,595				300,000
13. 予備費	10,000	6,000	16,000				6,000
歳出合計	7,743,453	351,191	8,094,644	△7,776		7,470	351,497

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款10. 地方特例交付金	5,287	2,253	7,540			
項 1. 地方特例交付金	2,000	2,253	4,253			
目 1. 地方特例交付金	2,000	2,253	4,253			
				1. 地方特例交付金	2,253	地方特例交付金 2,253
款15. 国庫支出金	726,731	△ 5,085	721,646			
項 1. 国庫負担金	156,459	△ 5,927	150,532			
目 1. 民生費国庫負担金	149,465	△ 5,927	143,538			
				1. 社会福祉費負担金	△ 3,285	障害者医療費負担金 重層的支援体制整備事業交付金 △3,288 3
				2. 児童福祉費負担金	△ 2,642	児童手当負担金 △2,642
項 2. 国庫補助金	534,121	842	534,963			
目 1. 総務費国庫補助金	271,421	1,651	273,072			
				2. 戸籍住民登録費補助金	1,651	戸籍住民登録費補助金 1,651
						社会保障・税番号制度システム整備費補助金
目 2. 民生費国庫補助金	38,105	12	38,117			
				2. 児童福祉費補助金	12	子ども・子育て支援交付金 12

目 3. 衛生費国庫補助 金	72,933	385	73,318	保健衛生費補助 金	385	保健衛生費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	385
目 4. 土木費国庫補助 金	79,260	△ 1,206	78,054	1. 道路橋りょう費 補助金	△ 1,206	道路メンテナンス事業補助金 クタクウンシ橋橋梁解体事業外 特定防衛施設周辺整備調整交付金 東町南通り歩道改良事業	1,254 △2,460
款16. 道支出金	287,777	△ 2,691	285,086				
項 1. 道負担金	92,335	△ 2,686	89,649				
目 1. 民生費道負担金	92,276	△ 2,686	89,590	1. 社会福祉費負担 金	△ 2,309	障害者医療費負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 重層的支援体制整備事業交付金	△1,645 △666 2
項 2. 道補助金	181,699	12	181,711	2. 児童福祉費負担 金	△ 377	児童手当負担金	△377
目 2. 民生費道補助金	29,143	12	29,155				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 児童福祉費補助金	12	子育て支援対策事業補助金
項 3. 委託金	13,743	△ 17	13,726			12
目 1. 総務費委託金	12,538	△ 17	12,521			
				4. 統計調査費委託金	△ 17	各種統計調査委託金
款19. 繰入金	689,878	7,453	697,331			
項 1. 基金繰入金	686,193	7,447	693,640			
目 5. 環境保全センター基金繰入金	60,929	2,447	63,376			
				1. 環境保全センター基金繰入金	2,447	環境保全センター基金繰入金
目 7. 商工業振興基金繰入金	50,000	5,000	55,000			
				1. 商工業振興基金繰入金	5,000	商工業振興基金繰入金
項 2. 特別会計繰入金	3,685		3,691			
目 1. 介護保険特別会計繰入金	3,685		3,691			
				1. 介護保険特別会計繰入金	6	介護保険特別会計繰入金
款20. 繰越金	50,000	349,244	399,244			
項 1. 繰越金	50,000	349,244	399,244			
目 1. 繰越金	50,000	349,244	399,244			

					1. 前年度繰越金	349,244	前年度繰越金	349,244
款21. 諸収入	448,999	17	449,016					
項 5. 雑入	361,054	17	361,071					
目 1. 雑入	361,054	17	361,071					
					1. 雑入	17	ピュアモルトクラブハウス短期滞在者シートクリーニング料	17

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 議会費	57,456	249	57,705				249			
項 1. 議会費	57,456	249	57,705				249			
目 1. 議会費	57,456	249	57,705				249			議員期末手当
款 2. 総務費	2,373,578	20,150	2,393,728	2,029			18,121			
項 1. 総務管理費	2,333,063	18,190	2,351,253	395			17,795			
目 1. 一般管理費	1,810,975	△ 8,813	1,802,162	395			△ 9,208			
									1,471	会計年度任用職員報酬
									7,011	一般職給
									13,609	職員諸手当
									△ 32,802	福祉協会負担金
										共済組合負担金(市町村職員共済)
										退職手当組合負担金
									1,000	普通旅費
									480	自動車・機械等借上料
									418	北海道町村会負担金(電算関係)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明	
				補正額			一般財源	金 額	10. 需用費		160
				国道支出金	特定財源 地方債	その他					
項 2. 徴税費									修繕料	160	
目 1. 賦課徴収費	6,929	200	7,129				200				
項 3. 戸籍住民登録費	7,872	1,776	9,648				125				
目 1. 戸籍住民登録費	7,872	1,776	9,648				125				
項 5. 統計調査費	153	△ 16	137								
目 1. 統計費	153	△ 16	137								
									11. 報 酬	1	
									7. 報償費	△ 2	
									10. 需用費	△ 11	
									11. 役務費	△ 4	
款 3. 民生費	643,509	△ 10,011	633,498				△ 1,033				
項 1. 社会福祉費	497,012	△ 7,362	489,650				△ 1,379				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源	その他			
				国道支出金	地方債					
目 1. 児童福祉施設費	13,358	708	14,066			708				
							7. 報償費	160	記念品費	
							8. 旅費	49	会計年度任用職員旅費	
							10. 需用費	408	消耗品費	
									食糧費	
									印刷製本費	
							11. 役務費	91	クリーニング代	
									その他役務費	
目 2. 児童措置費	65,500	△ 3,357	62,143	△ 2,995		△ 362				
							12. 委託料	38	その他委託料	
							19. 扶助費	△ 3,395	児童手当	
款 4. 衛生費	505,355	11,623	516,978	385		11,238				
項 1. 保健衛生費	417,012	11,063	428,075	385		10,678				
目 1. 保健衛生総務費	267,122	3,230	270,352			3,230				
							18. 負担金補助及び交付金	3,230	帯広厚生病院運営費補助金	
目 2. 予防費	51,621	2,583	54,204	385		2,198				

									12. 委託料	2,000	健診 (検診) 委託料	2,000
									18. 負担金補助及び交付金	583	北海道町村会負担金 (電算関係)	583
目 4. トリムセンター費	47,427	1,000	48,427				1,000		10. 需用費	1,000	燃料費	1,000
目 6. へき地保健対策費	4,142	4,250	8,392				4,250		10. 需用費	4,250	燃料費 修繕料	150 4,100
項 2. 清掃費	88,343	560	88,903				560					
目 1. 清掃総務費	88,343	560	88,903				560		1. 報酬	15	会計年度任用職員報酬	15
									3. 職員手当等	15	会計年度任用職員諸手当	15
									10. 需用費	530	消耗品費 修繕料	400 130
款 5. 農林費	1,461,729	△ 1,355	1,460,374				△ 3,802	2,447				
項 1. 農業費	1,444,338	△ 1,355	1,442,983				△ 3,802	2,447				
目 5. 環境保全センター費	460,478	2,448	462,926				1	2,447				
									12. 委託料	2,448	バイオガスプラント事業委託料	2,448

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
目 7. 農業用水事業 費	341,345	△ 3,803	337,542			△ 3,803				
							2. 給料	120	一般職給	120
							3. 職員手当等	93	職員諸手当	93
							27. 繰出金	△ 4,016	簡易水道特別会計繰出金 下水道特別会計繰出金	△2,294 △1,722
款 6. 商工費	249,295	5,280	254,575			5,000				
項 1. 商工費	249,295	5,280	254,575			5,000				
目 1. 商工業振興費	110,765	5,000	115,765			5,000				
目 4. 魚族資源保護 対策費	15,421	280	15,701							
							18. 負担金補助及 び交付金	5,000	鹿追町企業活性化推進助成金	5,000
款 7. 土木費	376,626	8,601	385,227							
							10. 需用費	280	消耗品費	280
項 1. 道路橋りょう 費	237,038	5,933	242,971							
目 1. 道路維持費	90,093	4,150	94,243							
							10. 需用費	3,800	消耗品費 燃料費	600 1,000

									修繕料	2,200
								11. 役務費	350	350
目 2. 道路新設改良費	146,945	1,783	148,728	△ 1,206			2,989	12. 委託料	△ 1,591	△1,461
									調査・設計・監理委託料	
									東町南通り歩道改良実施設計業務委託料外	
									道路台帳整備委託料	△130
								14. 工事請負費	△ 1,527	△1,527
									補助事業	
									東町南通り歩道改良工事外	
項 3. 都市計画費	40,904	2,668	43,572				2,668	22. 償還金利子及び割引料	4,901	4,901
目 1. 公園緑地費	31,312	1,871	33,183				1,871			
								10. 需用費	1,200	1,200
								12. 委託料	671	671
									その他委託料	
目 2. 花とみどり費	9,592	797	10,389				797			
								1. 報酬	769	769
								3. 職員手当等	28	28
款 8. 消防費	286,192	55	286,247				55			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
項 1. 消防費	286,192	55	286,247				55			
目 2. 非常備消防費	95,835	55	95,890				55			
款 9. 教育費	630,602	10,599	641,201			17	10,582			
項 1. 教育総務費	289,109	1,540	290,649				1,540			
目 2. 事務局費	3,402	160	3,562				160			
目 3. 教育振興費	160,032	460	160,492				460			
								8. 旅費	400	普通旅費
								10. 需用費	50	消耗品費
										△200
										180
										70
								17. 備品購入費	10	電気機器購入費
目 5. 共同調理場費	59,034	640	59,674				640			
								10. 需用費	640	修繕料
目 6. 車両管理費	22,334	280	22,614				280			

										10. 需用費	280	燃料費	280
項 2. 小学校費	158,090	6,628	164,718					6,628					
目 1. 学校管理費	158,090	6,628	164,718					6,628					
									8. 旅費	18	會計年度任用職員旅費	18	
									17. 備品購入費	6,610	図書購入費	6,610	
											教職員用指導書購入費		
項 3. 中学校費	38,439	350	38,789					350					
目 1. 学校管理費	38,439	350	38,789					350					
									10. 需用費	350	燃料費	350	
項 4. 社会教育費	90,200	2,081	92,281				17	2,064					
目 1. 社会教育総務費	14,079	43	14,122					43					
									8. 旅費	43	會計年度任用職員旅費	43	
目 2. 社会教育施設費	39,508	1,568	41,076					1,568					
									10. 需用費	1,490	光熱水費	150	
											修繕料	1,340	
									17. 備品購入費	78	家具・什器購入費	78	
目 3. 図書館費	13,631	306	13,937					306					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		一般財源	10. 需用費	17. 備品購入費			
				特定財源	その他						
国道支出金	地方債	その他									
									235	30	消耗品費
										110	印刷製本費
										95	修繕料
									71	71	事務用機器購入費
目 4. 神田日勝記念 美術館費	20,604	146	20,750			146					
									141	17	その他手数料
										124	その他役員費
									5	5	複写機借上料
目 5. 青少年活動推 進費	2,378	18	2,396		17	1					
									18	18	クリーニング代
款11. 諸支出金	266,595	300,000	566,595			300,000					
項 1. 基金費	266,595	300,000	566,595			300,000					
目 1. 基金費	266,595	300,000	566,595			300,000					
									300,000	300,000	減債基金利子等積立金
款13. 予備費	10,000	6,000	16,000			6,000					
項 1. 予備費	10,000	6,000	16,000			6,000					

目 1. 予備費	10,000	6,000	16,000					6,000			
									28. 予備費	6,000	予備費 6,000

令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 456 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 762, 239 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		48,672	456	49,128
	1. 他会計繰入金	48,671	456	49,127
歳入合計		761,783	456	762,239

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 総務費		14,623	456	15,079
		1. 総務管理費	14,310	456	14,766
	歳出合計		761,783	456	762,239

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5.繰入金	48,672	456	49,128
歳入合計	761,783	456	762,239

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,623	456	15,079			456	
歳出合計	761,783	456	762,239			456	

(単位：千円)

2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 5. 繰入金	48,672	456	49,128			
項 1. 他会計繰入金	48,671	456	49,127			
目 1. 一般会計繰入金	48,671	456	49,127			
				3. 職員給与費等繰入金	456	職員給与費等繰入金
						456

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	特定財源 地方債				その他	
款 1. 総務費	14,623	456	15,079			456				
項 1. 総務管理費	14,310	456	14,766			456				
目 1. 一般管理費	10,566	456	11,022			456				
								2. 給料	152	一般職給
								3. 職員手当等	304	職員諸手当

令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 5 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収 入		
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 2 4, 3 8 9 千 円	3 2 3 千 円	6 2 4, 7 1 2 千 円
第 1 項 医 業 収 益	3 4 0, 4 9 6 千 円	3 2 3 千 円	3 4 0, 8 1 9 千 円
	支 出		
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 2 4, 3 8 9 千 円	3 2 3 千 円	6 2 4, 7 1 2 千 円
第 1 項 医 業 費 用	6 2 0, 9 1 8 千 円	3 2 3 千 円	6 2 1, 2 4 1 千 円

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「22, 959 千円」を「33, 959 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	2 2, 9 5 9 千 円	1 1, 0 0 0 千 円	3 3, 9 5 9 千 円
第 1 項 建 設 改 良 費	2, 1 5 2 千 円	1 1, 0 0 0 千 円	1 3, 1 5 2 千 円

令和 5 年 1 2 月 7 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出 収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益			624,389	323	624,712		
	1 医業収益		340,496	323	340,819		
		3 その他の医業収益	27,682	323	28,005	公衆衛生活動収益	323 千円追加

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業費用			624,389	323	624,712		
	1 医業費用		620,918	323	621,241		
		3 経費	112,889	323	113,212	修繕費	323 千円追加

資本的収入及び支出 支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			22,959	11,000	33,959		
	1 建設改良費		2,152	11,000	13,152		
		2 施設整備費	0	11,000	11,000	スプリンクラー設置実施設計業務委託料	11,000 千円追加

令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 157 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 231,366 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		95,012	△2,294	92,718
	1. 他会計繰入金	95,012	△2,294	92,718
4. 繰越金		1,000	2,451	3,451
	1. 繰越金	1,000	2,451	3,451
歳入合計		231,209	157	231,366

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費			143,942	157	144,099
		1. 水道総務費	30,465	157	30,622
	歳出合計		231,209	157	231,366

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	95,012	△2,294	92,718
4. 繰越金	1,000	2,451	3,451
歳入合計	231,209	157	231,366

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	143,942	157	144,099			△2,294	2,451
歳出合計	231,209	157	231,366			△2,294	2,451

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	95,012	△ 2,294	92,718			
項 1. 他会計繰入金	95,012	△ 2,294	92,718			
目 1. 一般会計繰入金	95,012	△ 2,294	92,718			
				1. 一般会計繰入金	△ 2,294	一般会計繰入金 △2,294
款 4. 繰越金	1,000	2,451	3,451			
項 1. 繰越金	1,000	2,451	3,451			
目 1. 繰越金	1,000	2,451	3,451			
				1. 前年度繰越金	2,451	前年度繰越金 2,451

3. 歳出

(単位：千円)

款・項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国道支出金	特定財源		一般財源	区分	金額	
					地方債	その他				
款 1. 事業費	143,942	157	144,099		△ 2,294	2,294	2,451			
項 1. 水道総務費	30,465	157	30,622		△ 2,294	2,294	2,451			
目 1. 一般管理費	30,465	157	30,622		△ 2,294	2,294	2,451			
								2. 給料	60	一般職給
								3. 職員手当等	97	職員諸手当

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,937 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 418,707 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		184,827	△1,722	183,105
	1. 他会計繰入金	184,827	△1,722	183,105
4. 繰越金		1,000	3,659	4,659
	1. 繰越金	1,000	3,659	4,659
歳入合計		416,770	1,937	418,707

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		96,016	1,937	97,953
	2. 施設管理費	75,570	1,937	77,507
	歳出合計	416,770	1,937	418,707

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.繰入金	184,827	△1,722	183,105
4.繰越金	1,000	3,659	4,659
歳入合計	416,770	1,937	418,707

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	96,016	1,937	97,953			△1,722	3,659
歳出合計	416,770	1,937	418,707			△1,722	3,659

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	184,827	△ 1,722	183,105			
項 1. 他会計繰入金	184,827	△ 1,722	183,105			
目 1. 一般会計繰入金	184,827	△ 1,722	183,105			
				1. 一般会計繰入金	△ 1,722	一般会計繰入金 △1,722
款 4. 繰越金	1,000	3,659	4,659			
項 1. 繰越金	1,000	3,659	4,659			
目 1. 繰越金	1,000	3,659	4,659			
				1. 前年度繰越金	3,659	前年度繰越金 3,659

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額		
				特定財源	地方債				その他	
国道支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	説明				
款 1. 管理費	96,016	1,937	97,953		△ 1,722	3,659				
項 2. 施設管理費	75,570	1,937	77,507		△ 1,722	3,659				
目 2. 農業集落排水施設管理費	68,609	1,937	70,546		△ 1,722	3,659				
							2. 給料	13	13	一般職給
							3. 職員手当等	52	52	職員諸手当
							10. 需用費	1,872	1,872	光熱水費

令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 526, 629 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		117,949	9	117,958
	1. 介護保険料	117,949	9	117,958
		108,585	7	108,592
2. 国庫支出金		28,308	7	28,315
	2. 国庫補助金			
3. 道支出金		78,422	3	78,425
	3. 道補助金	1,421	3	1,424
4. 支払基金交付金		133,056	11	133,067
	1. 支払基金交付金	133,056	11	133,067
6. 繰入金		77,622	170	77,792
	1. 一般会計繰入金	77,621	170	77,791
歳入合計		526,429	200	526,629

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,590	166	16,756
	1. 総務管理費	8,709	166	8,875
3. 地域支援事業費		12,115	28	12,143
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	3,328	28	3,356
6. 諸支出金		12,831	6	12,837
	2. 繰出金	3,685	6	3,691
歳出合計		526,429	200	526,629

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	117,949	9	117,958
2. 国庫支出金	108,585	7	108,592
3. 道支出金	78,422	3	78,425
4. 支払基金交付金	133,056	11	133,067
6. 繰入金	77,622	170	77,792
歳入合計	526,429	200	526,629

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,590	166	16,756			166	
3. 地域支援事業費	12,115	28	12,143	10		12	6
6. 諸支出金	12,831	6	12,837			3	3
歳出合計	526,429	200	526,629	10		181	9

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	117,949	9	117,958			
項 1. 介護保険料	117,949	9	117,958			
目 1. 第1号被保険者 保険料	117,949	9	117,958			
				1. 現年度分	9	現年度分
款 2. 国庫支出金	108,585	7	108,592			
項 2. 国庫補助金	28,308	7	28,315			
目 2. 地域支援事業交付 金(介護予防・ 日常生活支援)	2,169	7	2,176			
				1. 現年度分	7	法定負担金
款 3. 道支出金	78,422	3	78,425			
項 3. 道補助金	1,421	3	1,424			
目 1. 地域支援事業交付 金(介護予防・ 日常生活支援)	1,088	3	1,091			
				1. 現年度分	3	法定負担金
款 4. 支払基金交付金	133,056	11	133,067			
項 1. 支払基金交付金	133,056	11	133,067			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,408	11	2,419			
				1. 現年度分	11	法定負担金
						11

款 6. 繰入金	77,622	170	77,792				
項 1. 一般会計繰入金	77,621	170	77,791				
目 2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援)	1,088	4	1,092				
				1. 現年度分	4	法定繰入金	4
目 4. その他一般会計繰入金	17,605	166	17,771				
				1. 職員給与等繰入金	166	一般会計繰入金	166

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	16,590	166	16,756			166				
項 1. 総務管理費	8,709	166	8,875			166				
目 1. 一般管理費	8,709	166	8,875			166				
								2. 給料	15	一般職給
								3. 職員手当等	151	職員諸手当
款 3. 地域支援事業費	12,115	28	12,143	10		12	6			
項 1. 介護予防・生活支援サービス事業費	3,328	28	3,356	10		12	6			
目 2. 介護予防ケアマネジメント事業費	176	28	204	10		12	6			
								12. 委託料	28	介護予防ケアマネジメント事業委託料
款 6. 諸支出金	12,831	6	12,837			3	3			
項 2. 繰出金	3,685	6	3,691			3	3			
目 1. 他会計繰出金	3,685	6	3,691			3	3			
								27. 繰出金	6	重層的支援体制整備事業繰出金

令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 851 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,722 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		78,490	382	78,872
	1. 後期高齢者医療保険料	78,490	382	78,872
2. 繰入金		24,012	△1,233	22,779
	1. 他会計繰入金	24,012	△1,233	22,779
歳入合計		102,573	△851	101,722

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		456	△18	438
	1. 総務管理費	157	△18	139
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		101,542	△833	100,709
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	101,542	△833	100,709
歳出合計		102,573	△851	101,722

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	78,490	382	78,872
2. 繰入金	24,012	△1,233	22,779
歳入合計	102,573	△851	101,722

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	456	△18	438			△18	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	101,542	△833	100,709			△1,215	382
歳出合計	102,573	△851	101,722			△1,233	382

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 後期高齢者医療 保険料	78,490	382	78,872			
項 1. 後期高齢者医療 保険料	78,490	382	78,872			
目 2. 普通徴収保険料	30,424	382	30,806			
				1. 現年度分	382	普通徴収保険料 (過年度分)
款 2. 繰入金	24,012	△ 1,233	22,779			
項 1. 他会計繰入金	24,012	△ 1,233	22,779			
目 1. 一般会計繰入金	24,012	△ 1,233	22,779			
				1. 保険基盤安定繰入金	△ 887	保険基盤安定繰入金
				2. その他一般会計繰入金	△ 346	その他一般会計繰入金

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		財源		節 区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源	地方債	その他				
款 1. 総務費	456	△ 18	438			△ 18					
項 1. 総務管理費	157	△ 18	139			△ 18					
目 1. 一般管理費	157	△ 18	139			△ 18					
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	101,542	△ 833	100,709			△ 1,215	382				
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	101,542	△ 833	100,709			△ 1,215	382				
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	101,542	△ 833	100,709			△ 1,215	382				
								8. 旅費	△ 18		普通旅費 △18
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 833		後期高齢者医療広域連合納付 金 △833

議案第 80 号

鹿追町道路線の廃止について

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過 通路
3050	瓜幕23号線	瓜幕西30線23番地48地先 瓜幕西28線23番地2地先	瓜幕地内

議案第 81 号

鹿追町道路線の廃止について

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過 通路
3111	瓜幕中部23号線	瓜幕西27線23番地5地先 瓜幕西27線23番地5地先	瓜幕地内

議案第 82 号

鹿追町道路線の廃止について

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過 通路
3112	瓜幕東部23号線	瓜幕西27線23番地5地先 瓜幕西24線23番地1地先	瓜幕地内

議案第 83 号

鹿追町道路線の認定について

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過 通路
3112	瓜幕東部23号線	瓜幕西26線23番地4地先 瓜幕西24線23番地1地先	瓜幕地内

同意第 5 号

鹿追町教育委員会委員の任命について

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 橋 俊 樹
[REDACTED]

令和5年12月7日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会委員 高橋俊樹 氏の任期が令和5年12月11日で満了になることによる。